様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

2026年　6月19日

群馬県知事　殿

提出者　〒372-0853
住　所　群馬県伊勢崎市国領町217番1
氏　名　株式会社ニップン伊勢崎工場
工場長　木河政幸
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　0270-31-4157

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ニップン伊勢崎工場
事業場の所在地	伊勢崎市国領町217番1
計画期間	2026年4月1日～　2027年3月31日

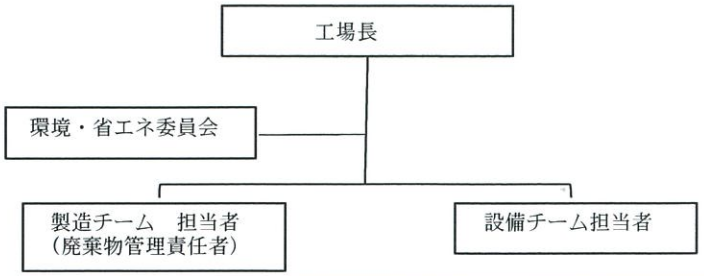
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	09：製造業/食品製造業
②事業の規模	生産量：23,230トン/年
③従業員数	668名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・汚泥⇒（廃水処理施設）再生処理業者に委託し、肥料 ・汚泥⇒製品廃棄は焼却 ・動植物性残渣⇒再生処理業者に委託し醗酵、肥料 ・廃プラスチック類⇒再生処理業者に委託し、破砕・圧縮梱包⇒再資源化 ・木くず⇒再生処理業者に委託し、破砕⇒再生 ・混合⇒再生処理業者に委託し、破砕・切断・圧縮⇒再生 ・蛍光灯⇒再生処理業者に委託し、分別・破砕⇒再生 ・廃電池⇒再生処理業者に委託し、分別・浸漬⇒再生 ・廃油⇒再生処理業者に委託し、再生

（日本産業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（2025年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
排　　出　　量	1,090.20　t	550.63　t	267.38　t	9.45　t	3.26　t	0.00　t	0.00　t

（これまでに実施した取組）

・製造ロス削減による廃棄物数量の減少を図る

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
排　　出　　量	1,063.04　t	535.00　t	259.26　t	9.30　t	3.31　t	0.02　t	0.06　t

（今後実施する予定の取組）

・継続して製造ロス削減による廃棄物数量の減少を図る
・廃プラスチック類の分別し、リサイクルを行う。

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

汚泥、動植物性残渣、廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、木くず、金属くず、混載、乾電池に分別し、保管している。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

現状の継続及び、廃プラスチック類のストレッチフィルムと結束バンド（PPバンド）、透明袋（ＰＥ）の分別を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（2025年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

特に実施していない

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

実施予定なし

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（2025年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

特に実施していない

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

実施予定なし

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（2025年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

特に実施していない

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

実施予定なし

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（2025年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
全処理委託量	1,090.20 t	550.63 t	267.38 t	9.45 t	3.26 t	0 t	0 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0.96 t	0 t	0 t	0 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	1,068.33 t	550.63 t	267.38 t	9.45 t	3.26 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	21.87 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

・製造ミス、トラブルの削減による廃棄物数量の減少を図る.

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	廃油	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
全処理委託量	1,063.04 t	535.00 t	259.26 t	9.30 t	3.31 t	0.02 t	0.06 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0.90 t	0 t	0 t	0 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	1,043.04 t	535.00 t	259.26 t	9.30 t	3.31 t	0.02 t	0.06 t
認定熱回収業者への処理委託量	20.00 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

・継続して製造ロス削減による廃棄物数量の減少を図る
・廃プラスチック類の分別し、リサイクルを行う。

※事務処理欄

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。